

墜落・転落災害防止についてのお願い

姫路労働基準監督署

令和4年（2022年）1月2日以降は、
旧構造規格の墜落制止用器具（安全帯）が使用禁止となります！！

- 高所作業を行う場合は「墜落制止用器具」（安全帯）のフック（コネクタ）を必ず、丈夫な設備に掛けましょう！
- フルハーネス型墜落制止用器具を使用しましょう！

- 「職長」、「作業主任者」等は、労働者を指揮監督する重要な役割をもつ「安全のキーマン」です。墜落制止用器具の使用状況をしっかり確認しましょう！

STOP! 転倒災害

プロジェクト

転倒災害は冬季にも多く発生しています!!!
総点検の実施等、転倒災害撲滅にご協力をお願いします!!!